

週刊 **タバコの正体**

日本では「健康増進法」という法律で、受動喫煙の害から人々を守るためのルールが定められています。例えば、病院や学校などは敷地内禁煙、その他の多くの施設も原則屋内禁煙となっているのはこの法律のおかげです。では、このルールに従わなかった場合はどうなるのでしょうか。

じつは、違反した場合は下の表にあるような罰金が課せられる事が定められています。禁煙の場所で喫煙した人は最大30万円、違反した施設の管理者には最大50万円の過料が求められます。ルール違反には当然罰則があるのですが、タバコを吸った事で罰金を払わなければならない場合もある事を知っておいて下さい。

産業デザイン科 奥田恭久

**最大
50万円**

違反した施設の管理権原者には
最大50万円

**最大
50万円**

各種喫煙室が基準に適合しない場合は
管理権原者に最大50万円

**最大
30万円**

禁煙に違反して喫煙した人は
最大30万円の過料

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ (※)	○ (命令に限る)	○ (30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○ (50万円以下)
施設等の管理権原者 *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○ (50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○ (50万円以下)
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	○ (50万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○ (50万円以下)
	施設標識の除去	○	—	○ (30万円以下)
	書類の保存 (喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○ (20万円以下)
	立入検査への対応*	—	—	○ (20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
広告・宣伝 (喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	—	—	

(※) 喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。厚生労働省「なくそう 望まない受動喫煙」サイトから
その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にまず見られない場合に、命令がなされます。